

令和5年度第6回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年9月8日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(12名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道		
5番	牛玖良一		
		8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(3名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地買受適格証明願について(農業委員会証明)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第6次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻より少し早いのですが、皆様お集まりですので、ただ今より 令和 5 年度第 6 回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また、この荒天の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会ですが、10月6日（金）、会場は佐倉市役所 1 号館 6 階 農業委員会会議室、この場所におきまして午後 2 時 3 0 分から開催いたします。

それと、一つ、訂正がございます。

総会資料の 3 ページをお開きください。

3 ページの 5 項です。

権利の内容のところで、「転用伴う所有権移転」となっておりますが、「転用を伴う賃借権の設定」ということで、訂正をお願いいたします。

◎開会の宣言

○議長

台風の中、ご苦勞様でございます。

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 12 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 6 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 会議事録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名議員の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。
議席番号5番 牛玖良一委員、議席番号8番 山崎 宏委員を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号 農地買受適格証明願について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の意見について

以上、4議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地買受適格証明願についてでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第1号の説明

○事務局長

それでは、議案につきまして説明させていただきます。

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地買受適格証明願について、東京国税局の公売に対し、入札を行うもので、令和5年9月27日の期限に参加するため、農地法第3条第1項による買受適格証明について審議を求めるものです。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書をご参照ください。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第1号につきましては、私 石田から調査報告いたします。

議席番号15番 石田です。議案第1号の調査報告をいたします。

申請者は、●●●●に住む ● ●●●さんです。

公売が行われる農地は、申請者の自宅に隣接しており、10数年前に地権者から口頭で借受けし耕作をしておりました。

地権者が他界し、相続人がいなかったため、東京国税局が差押えた土地であり、公売への参加については、東京国税局から連絡があったとのことです。

これまで当該地では、家庭菜園規模の広さですが、継続して耕作を行ってきた事実があること、また当該地には管理する者がなく、農地が荒廃する恐れがあることから、隣接に在住する筋氏が取得し管理することが良いと考えます。

対象地は、●●●●●●●●の●●●●●●の斜め向かいの●●●●の畑 ●●㎡ 第2種農地です。

今後の計画ですが、春から秋まで120日程度は野菜を栽培し、それ以外の期間は草刈りなどを行い適正管理に努めるとのことです。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

事務局から、補足説明をお願いします。

○事務局

農業委員会事務局の飯田です。補足説明をさせていただきます。

申請人の●さんは、農業者ではございません。

そのためには野菜等の出荷を行っておりませんが、今回のようなケースの場合は、いたしかたのないものと思われま

す。なお、農地法3条の下限面積の撤廃に伴う、国からの事務取扱の通達によりますと、「農作物を必ず販売する」という要件は無く、「農地の全てを効率的に耕作する」ことが条件となっておりますので、今回の申請については要件を満たしている形となります。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

何か、これについて質問ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

無いですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 買受適格証明書を発行することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 買受適格証明書を発行すると決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

総会議案の2ページから3ページをご覧ください。

議案第2号につきまして、説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請6件について、千葉県知事への意見について審議を求め

るものでございます。

議案第2号第1項について、説明いたします。

申請者 ●●●●●●●●●●の ●●●● ●●●●●●●●●●は、太陽光発電事業を実施

する企業です。

●●●●●●●●●●に住む ●● ●●さんが所有する ●●●●●●の 畑●筆 ●●●●㎡ を太陽光発電施設用地として、転用を伴う所有権移転を申請するものです。

申請地は、●●●●●●●● ●●方面の●●●●●●●●前の●●を挟んだ場所で、隣接に太陽光発電施設が設置されている、市街化調整区域内の第2種農地です。

設置する太陽光発電設備は、太陽光パネル108枚、パワーコンディショナー9台により、最大発電量 約50キロワットとなっております。

敷地内の排水は自然浸透であり、敷地境界は地上1.2mのフェンスで囲うものです。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

○事務局

議長、台風の関係で、申請人の到着が遅れております。
その他の申請人につきましては、皆様お揃いです。

○議長

そういう状況であれば、議案第1号については、申請人到着を待って審議をいたしと考えますが、よろしいですか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

それでは、次に進めさせていただきます。
議案第2号 第2項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第2号 第2項につきまして、説明いたします。

申請者の●●●●●●●●の ●●●●●● ●●●●●●は、太陽光発電事業を実施する企業です。

●●●●●●に住む ●● ●●さんが所有する ●●●●●●の 畑●筆 ●●●●●●㎡を太陽光発電施設用地として、農地転用を伴う賃借権の設定を申請するものです。

申請地は、●●●●●●から西に約●●●m移動した畑です。

隣接には、太陽光発電施設が設置されている、市街化調整区域内の第2種農地の畑であり、耕作はされておられません。

設置する太陽光発電設備は、太陽光パネル228枚 パワーコンディショナー9台により、最大発電量 約75キロワットとなっております。

敷地内の排水は自然浸透であり、敷地境界は地上1.2mのフェンスで囲い、地表面は浸透性防草シートで被うものです。

許可要件につきましては、議案第2号第2項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。申請人を呼んでおります。
申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。
自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。
なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

代理人の ●●●●● ●●●●●●●●の●●と申します。

私どもの会社は、太陽光施設の建設・管理運営を進めている会社になります。

そのグループ会社で、主にメンテナンス部門を行っている ●●●●●● ●●●●●●が今回の事業者で、農地転用の5条申請をさせていただきました。

場所は、●●●の畑 ●●筆ですが、●● ●●さんから場所をお借りして、20年間太陽光の事業をさせていただくというお話で契約をいただきました。

大体、年間の売電金額としては約●●●万円前後というところで、事業費が概ね●●●●万円なので、20年間で計算しますと5年から6年で売上がプラスに転換して、20年間の合計の利益が約●●●●万円くらいとなる計画となります。

申請と運営をする ●●●●●● ●●●●の方ですがメンテナンスを主な業務としておりますので、工事完了後の管理について、年間3回から4回の草刈及び、保守点検を行う計画となっております。

また、安全対策のため、周囲にはフェンスを設けます。
簡単ですが、以上でございます。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番 立田です。

年に3回から4回の草刈ということですが、草が伸びて周りに迷惑とならない様、よろしくお願いします。

それと、雨水は自然浸透ということですが、大雨が降った場合等は、浸透しきれず周囲に流出する場合も想定されますので、そういった場合の対策についてもよろしくお願いします。

○申請人

基本的には自然浸透なのですが、本日のように台風だったり、大雨のときの雨水管理ですが、周りに土盛りをして外へ出ないように形を考えております。

浸透マスなども考えたのですが、お借りした畑が文化財の包蔵地になっているため、実際に掘っていいのかどうかも分からないため、今のところはそのような形で管理をさせていただきます。

○議長

他に何かございますか。

○兼坂委員

14番、兼坂です。

議案にある地番と地図に示されている地番に違いがあるのですが、これはどういうことなのか。

○議長

事務局の説明を、お願いします。

○事務局

ただ今、申請資料の公図と位置図を確認したのですが、黄色く示した位置が申請地となりますが、場所に間違いはございませんでした。

図面は、●●●●●●という地図で作成したのですが、ごく稀に地番に誤りがある場合がございますが、今回もそのケースと思われま。

確認が不十分で、すみませんでした。

○議長

よろしいですか。

他に何かございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
お諮りします。

議案第2号 2項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号 第3項 及び第4項は、申請者が同一でありますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第2号 第3項及び第4項につきまして説明いたします。

申請者の●●●●●●に住む ●● ●●さんは、開業医であり、自身が経営するクリニックを併設した住宅と、従業員用の駐車場を整備するものです。

●●●●●●に住む ●● ●さんが所有する●●●●●●の畑 ●筆 ●●●●●●㎡、内●●●●●●㎡を住宅、●●●●●●㎡ を駐車場とするもので、農地転用を伴う所有権の移転を申請するものです。

申請地は、●●地先で●●●●●●●●●●の境界に接しており、近くには●●●●●●●●がある、市街化調整区域内の第2種農地の畑です。

隣接境界にコンクリートブロック及びフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

住宅内の雨水は敷地内浸透し、雑排水は公共下水道に排出、駐車場は碎石を敷き自然浸透となります。

許可要件につきましては、議案第2号 第3項及び第4項の許可要件調査書及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

今回、申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

●● ●●さんの代理人、●●●●●●の●●と申します。

本日は、よろしく申し上げます。

本事業について、ご説明させていただきます。

譲受人は、この場所に住居一部診療所の建築につきまして、開発申請を市街地整備課の方に申請をしております。

その他の部分につきましては、従業員用の駐車場という形で申請をさせていただきました。

建物につきましては、木造二階建て、給水に関しては佐倉市営水道、下水に関しましても佐倉市の公共下水道へ接続いたします。

雨水に関しましては、浸透マスを7ヶ所設けまして宅地内で処理をいたします。

ただ、それがオーバーフローした場合に備え道路側溝へ接続をさせていただき、オーバーフローのみ道路側溝へ放出いたします。

あと、隣接する土地の方へ雨水・泥水が流れないように、外周へブロックを2段から3段積みまして近隣に影響がないようにいたします。

概要としまして、このような形で申請をさせていただきます。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番 立田でございます。

住宅兼診療所ですか。

○申請人

住宅の一部を、診療所の用途として使いたいということになります。

平面図をご覧くださいますと、玄関が二つあるのですが、これがそういう用途として利用しようという構造となっており、1階の洋室となっている部分が、診療所に当たる場所となっております。

○立田委員

市街化調整区域でありますので、家を建てる場合、市街地整備課との協議が必要となりますが、そちらとの協議は進んでおりますか。

○申請人

事前協議の各課協議が終了しましたので、本申請を提出させて頂いております。

市街地整備課との協議は、ほぼ済んでおります。

○議長

他に何かございますか。ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦勞さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号 第3項及び第4項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○立田委員

議席番号9番 立田でございます。

まず、雨水については、すべて浸透ということでお話いただきましたが、今日のような雨が降った場合、パネルから落ちた雨水が水路を作り、一気に流れ出たりします。

土砂の流失防止等についてどのようにお考えなのか、また、除草についてですが、草が伸び放題となった場合、隣接地の方に迷惑が掛かってしまいますので、そちらについても対策をお伺いします。

○申請人

雨水に関しましては、ゲリラ豪雨等も想定されますので、土砂災害のないような形の安全対策をして進めさせていただく計画でございます。

囲い等で土留めが出来るような形で計画をする予定でございます。

また、雑草につきましても定期的に管理を行って、隣接地の皆様にご迷惑を掛からないような形でのご予定で考えてございます。

○議長

他に何かございますか。

ございませんか。

○三門委員

13番 三門です。

ソーラー施設のメンテナンス等は車で行くと思うのですが、車の駐車場は確保してあるのでしょうか。

○申請人

ございます。

道路上に車を置くわけにはいきませんので、敷地内に車を止めて作業する形で計画しております。

○議長

他にございますか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号第5項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

議席番号9番 立田でございます。

この場所は、市街化調整区域ですので、基本的には市街化区域とは異なった申請が必要かと思いますが、これまで市街地整備課との協議はどのぐらいまで進んでおりますか。

○申請人

都市計画法の29条に基づく許可申請を、市街地整備課の方に提出しております。

本申請の受付が済んでおりますが、許可につきましては農地転用の申請と同時許可されることとなっております。

○議長。

他にございますか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第2号第6項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号第6項は、許可相当と決しました。

————（事務局挙手）————

○事務局

先ほど保留となっていた申請人の方が到着されました。

○議長

それでは、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

皆さん、こんにちは。

○議長

他に何かございますか。
ないようですので、申請人の方は退席をお願いします。
ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
議案第2号第1項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。
よって議案第2号第1項は、許可と決しました。
続きまして、議案第3号について事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書4ページをご覧ください。
令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものです。
利用権の種類といたしましては、使用貸借件の設定は、0件。
賃貸借権の設定は、17件、40筆で 3万1千973㎡でございます。
いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
詳細については、総会議案の5ページから8ページを参照願います。
以上でございます。

○議長

それでは、審議を行います。
議案第3号について、何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。
ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認と決しました。

○議長

続きまして、議案第4号につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第4号につきまして、説明いたします。

総会議案9ページから10ページをご覧ください。

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)については、農業経営基盤強化促進法第6条の規定により、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するように農業経営の強化を促進し、農業生産の基盤の整備、関連施策を推進するため、平成17年度に策定されました。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に関する基本方針の見直しにより、変更されました。

ついで、県の基本方針の変更を踏まえ、佐倉市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し・変更を行ったことから、本総会において、ご確認いただくものでございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。農政課職員から基本構想(案)の説明がございました。

それでは、農政課職員を入场させていただきます。

———— (農政課職員入室) ————

○議長

ご苦労様でございます。

自己紹介の後、基本構想(案)について説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○農政課職員

佐倉市役所農政課の 小出と申します。よろしく申し上げます。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想各案につきまして、説明をさせていただきます。

まず、農業経営基盤強化促進法という法律がございまして、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けた農用地の利用集積や経営管理の合理化などの農業経営基盤の強化を促進することを目的としております。

ただいま皆様のお手元に配らせていただきました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、この法律に基づきまして、市町村が定めることができるとされているものでございます。

内容といたしましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、そのような農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、佐倉市における効率的かつ安定的な農業経営の指標や、それらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを定めたものでございます。

続きまして、この度基本構想を改正するに至りました経緯について説明させていただきます。

本年4月1日付けで、改正農業経営基盤強化促進法が施行されまして、施行日から3ヶ月以内に都道府県が定めることとされている基本方針を改正すること。

また、6ヶ月以内に市町村が定める基本構想を改正することとされております。

本年6月に千葉県が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方針、こちらが改正されたことを踏まえまして、その内容に即して、市町村が定める基本構想を改正するものであります。

「主な変更点」

1. 続いて、主な変更点について説明をさせていただきます。

まず1点目が法改正に伴いまして、新たに記載が義務づけられた事項を追加したものでござ

います。

(1) 農業を担うもの確保及び育成に関する事項ということでして、具体的には、効率的かつ安定的な経営を育成するため、農業事務所や農業委員会、JA等の各関係機関が協力して支援を行うことや、それぞれの役割分担の記載をしたものでございます。

(2) 基盤強化法の第18条第1項の協議の場の設置の方法で、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準。

その他、第4条第3項、第1項に掲げる事業に関する事項ということで、具体的には、地域計画の法定化されたことに伴いまして、地域計画に関する協議の場の設置方法。

区域の基準、各関係機関が連携するとともに進捗管理を行うことなどが記載されております。

2. 続きまして、法改正に伴う、削除した項目について説明させていただきます。

農地利用集積円滑化事業に関する事項、こちらについて削除しております。

農地利用集積円滑化事業といいますのは、農地利用集積円滑化団体が利用調整を行って、農地を面的にまとめることによりまして、地域農業の担い手が効率的に利用できるようにするという事業でございますが、農地中間管理事業法の改正に伴いまして、この農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されております。

このことによりまして、令和2年4月1日をもって新規受け付けが終了している事業でございます。

3. 最後、その他になりますが、

(1) 農業経営改善計画の認定基準となる所得基準を、主たる従事者1人当たり、現行570万円となっておりますが、こちらは520万円に変更しております。

理由といたしましては、県の基本方針と同額に変更したものでございまして、地域の他産業並みの労働時間で産業並みの生涯所得を得られるような、農業経営を目指すことを踏まえ、他産業従事者の賃金統計や就労条件調査報告などをもとに、県の方で算出している数字でございます。

(2) 青年等就農計画の認定基準となる所得基準を、主たる従事者1人当たり、現行250万円となっておりますが、こちらを270万円に変更しております。

理由につきましては今申し上げた通りでございます。

(3) 3点目の営農類型ごとの経営指標の内容を現状に即して更新しております。

こちらは県が基本方針を改正する際に使用している営農類型別の経営収支試算表、こちらを基に反収や単価などを更新しております。

(4) 最後4点目、本文中の人農地プランという表現を、すべて地域計画に変更しております。

これにつきましては、基盤強化法の改正に伴いまして、これまでの人農地プランが地域計画として、ある程度法律に位置付けられたことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長

ただいま、説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

9番 立田でございます。

基本的な構想ということで、(案)ができたということは理解できたのですが、今後これに基づく具体的な計画・実施するための計画とかを作成し、また、実施したりすることはあるのですか。

○農政課職員

お答えいたします。

基本的には今申し上げましたのですけれども、その下に特定の何か計画等が予定されているということはありません。

この構想を持って、佐倉市としての方針を示しているということとなります。

○議長

よろしいですか。
他に何かございますか。

————（発言者なし）————

○議長

資料が51ページもありますので、自宅に持ち帰りまして、よく内容を確認してください。
職員の方、ご苦労さまでした。

————（農政課職員退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
お諮りします。
議案第4号第 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)について、意見無しとする
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第4号第は、承認と決しました。
以上をもちまして、本日もご提案をいたしました議案につきまして審議を終了いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
事務局より報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項につきましては、総会議案11ページから16ページをご覧ください。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件。
地目変更登記に係る法務局からの意見照会が6件。
農地法制限除外の届出が1件。
利用権の中途解除に係る通知書が1件となっております。
土地改良事業鹿島2期の関係で報告いたします。
事業エリア内に、所有者不明農地が3筆確認されました。
事務局では相続人を含む農地の関係者の最終確認のため、対象農地の公示を2ヶ月間実施しているところです。
9月から10月末まで公示期間後、千葉県農地中間管理機構及び千葉県知事に通達をいたします。
なお、問題が無ければ、千葉県知事が地権者に替わって、耕作者に利用権を設定するものとなります。
以上、報告いたします。

○議長

以上をもちまして、令和5年度第6回農業委員会総会を閉会といたします。
お疲れ様でした。